

Go To Eat キャンペーン事業の 利用条件について(案)

11月19日
京都府

京都府の対応（案）

- Go To Eat キャンペーン事業の食事券・ポイントの利用は、原則として「4人（※）以下の単位」での飲食とする。
※家族での食事の場合は対象外とする。
※乳幼児・子ども、高齢者の介助者や障がい者の介助者等は対象外とするなど、店舗での常識的な範囲での対応をお願いする。
- 事業参加飲食店は、利用客が「4人以下の単位」になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループであっても利用客を物理的に分けること。
⇒ 5人以上の飲食であっても、「4人以下の単位」となるよう物理的に分けることで、食事券・ポイント利用の対象となります。
- 事業参加飲食店は、利用客全体に「4人以下の単位」での飲食を呼びかけ、協力いただけない方には食事券やポイントの利用を控えていただくこと。また、この旨を店頭などで周知すること。
- 京都Go To Eat事務局は、こうした条件をHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売に当たっては、「4人以下の単位」での飲食について、利用者から同意を取ること。

今後のスケジュール

- 11/19（木）都道府県から農林水産省に判断結果を回答
- 11/20（金）都道府県の判断結果を農林水産省HPで公表
- 11/21（土）準備ができた飲食店から順次開始